

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）	〃
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	漁 政 課
・ 保安林の指定の予定	林 政 課
・ 保安林の指定の解除の予定	〃
・ 道路の区域の変更（2件）	道 路 維 持 課
・ 道路の供用の開始（2件）	〃
・ 公有水面埋立ての免許の出願	港 湾 課
・ 河川堤防と道路との兼用工作物の管理方法についての協議成立	河 川 課
・ 一般競争入札の参加者の資格等（2件）	物 品 管 理 室
◎ 公 告	
・ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請	県 民 協 働 課
・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧	砂 防 課
・ 一般競争入札の実施（2件）	物 品 管 理 室
◎ 交通局公告	
・ 一般競争入札の参加者の資格等	総 務 課
・ 一般競争入札の実施	〃
・ 一般競争入札の参加者の資格等	〃
・ 一般競争入札の実施	〃
◎ 正 誤	
・ 平成28年12月27日付け長崎県公報第10591号中	情 報 政 策 課

告 示

長崎県告示第74号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ヤマト薬局	雲仙市南串山町甲2224-6	平成29年2月1日

長崎県告示第75号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション横尾	長崎市横尾3丁目26番2号	平成29年2月1日

長崎県告示第76号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護 ホームナース	佐世保市相生町2-26 2階	平成29年2月1日

長崎県告示第77号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 光佑会 北川病院	平戸市浦の町737番地	平成29年2月1日

長崎県告示第78号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
有限会社 みどり薬局 平戸調剤薬局	平戸市浦の町748	平成29年2月1日

長崎県告示第79号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたとので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

加入区 の 名 称	漁 業 の 区 分
長崎市新三重加入区	中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上100トン未満であるものをいう。）
宇久小値賀第1加入区	笛吹郷西の区域の小型合併漁業（主として沖合一本釣り及び延縄を営む漁業。）
美津島町第1加入区	いか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
美津島町第5加入区	小型合併漁業
峰町東部加入区	佐賀の区域の小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）及びいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）

長崎県告示第80号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林予定森林の所在場所

西海市大瀬戸町雪浦奥浦郷字横尾塚ノ本27の1、字横尾中ノ切39の12、39の13、39の42、44、45の5、字横尾上シン47

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字横尾中ノ切39の13・39の42（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字横尾上シン47

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第81号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

1 解除予定保安林の所在場所

対馬市厳原町安神字陽上原182の10（次の図に示す部分に限る。）、182の12、182の73、182の96、182の97、182の101、182の103

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 小ヶ倉田上線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市出雲三丁目212番9地先内	前	19.4~19.5	0.3	
	後	14.7~14.7	0.3	

長崎県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 長与大橋町線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡長与町吉無田郷字切立579番336地先内	前	13.7~14.0	4.2	
	後	8.2~13.7	4.2	

長崎県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 長与大橋町線	西彼杵郡長与町吉無田郷字立石505番5地先から 西彼杵郡長与町吉無田郷字切立579番336地先まで	平成29年2月10日

長崎県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 384号	南松浦郡新上五島町奈良尾郷字小奈良尾脇864番1地先内	平成29年2月10日

長崎県告示第86号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月10日

松島港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

1 出願事項

(1) 出願の年月日 平成29年1月13日

(2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市江戸町2番13号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市鳴見台二丁目23番15号

(3) 埋立区域

ア 位置

西海市大瀬戸町松島内郷字蛭子屋敷1353番5、1384番5及び1384番5に隣接する道に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

4,699.14平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西海市大瀬戸町松島内郷字蛭子屋敷1353番5、1384番5、1384番5に隣接する道及び白地に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

32,988.33平方メートル

(5) 埋立地の用途

港湾施設用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

ア 長崎県長崎市江戸町2番13号

長崎県土木部港湾課

イ 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷1128番地16

長崎県県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所

ウ 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222番地

西海市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第87号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により河川堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図面は、長崎県土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

1 河川の名称

二級河川郡川水系郡川

2 河川管理施設の名称又は種類

郡川右岸堤防

3 河川管理施設の位置

大村市皆同町563番1地先から大村市皆同町563番1地先まで

大村市寿古町440番3地先から大村市寿古町13番13地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

住所 長崎市江戸町2番13号

氏名 道路管理者 大村市長 園田 裕史

5 管理の内容

(1) 道路用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 原則として道路専用施設及び護岸に係る災害復旧

6 管理の期間

平成29年1月4日から道路の存続する日まで

長崎県告示第88号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

29入札第1号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】

予定数量 914,000リットル

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

(4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 2の(1)から(6)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。

(2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。

(3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額

イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数

ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数

エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況

オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率

（ア）売上高当期利益率

（イ）固定長期適合率

（ウ）流動比率

カ その他知事が特に必要と認める事項

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から平成29年3月3日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

（ア）登記簿謄本

（イ）前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

（ア）本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

（イ）指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

（ウ）前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）

シ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市江戸町2-13

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

6 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。

7 4の(2)、4の(3)のカからシまで、5及び6に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

8 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成30年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成30年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第89号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

29入札第2号 全世帯広報誌【単価契約】 約520,000部/1回×12回発行

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める

- 期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 2の(1)から(6)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。
- (3) 審査事項
- 審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。
- ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
- （ア）売上高当期利益率
- （イ）固定長期適合率
- （ウ）流動比率
- カ その他知事が特に必要と認める事項
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
- この告示の日から平成29年3月3日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
- 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
- また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
- 申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
- （ア）登記簿謄本
- （イ）前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- （ア）本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- （イ）指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- （ウ）前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）
- シ その他知事が必要と認める書類

- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕 〒850-8570長崎市江戸町2-13
- 〔名称〕 長崎県出納局物品管理室
- 〔電話〕 095-895-2884
- 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕 <https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 5 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 6 指名停止に関する報告
- 競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。
- 7 4の(2)、4の(3)のカからシまで、5及び6に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 8 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成30年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成30年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 9 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
- 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款の変更の認証申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

- 1 申請のあった年月日 平成29年1月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称 特定非営利活動法人 白岳福祉サービス
 - (2) 代表者の氏名 小道 和男
 - (3) 主たる事務所の所在地 長崎市三重町461番地4
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や身体障害者に対して、それぞれが地域社会の中で安心して生活できる為に必要な福祉サービス事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 3 縦覧の場所及び期間
 - (1) 縦覧の場所
長崎市江戸町2番13号 長崎県県民生活部県民協働課
 - (2) 縦覧の期間 申請書を受理した日から2週間

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧期間 平成29年2月10日から平成29年2月23日まで
- 2 縦覧場所 島原振興局建設部河港課、南島原市役所建設課
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - (1) 南島原市北有馬町
急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑り
 - (2) 南島原市南有馬町
急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑り
 - (3) 南島原市有家町の一部
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき南島原市長に意見聴取を求める際に添付する。
 - (4) 提出先
〒855-8501 島原市城内1-1205
島原振興局建設部河港課

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

29入札第1号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】

予定数量 914,000リットル

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日

(4) 納入場所及び条件

長崎県漁業取締船（5隻）

（積み込み港） （1回の最大給油量）

新長崎漁港 40,000リットル

長崎港、佐世保港 10,000リットル

条件の詳細については入札説明書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市江戸町2-13

（電話）095-895-2884

（提出期限）平成29年3月3日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市江戸町2-13

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

- 6 入札説明書の交付方法
長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。
- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 平成29年3月23日 17時00分
- 8 船舶燃料供給にかかる確約書及び品質保証書の提出場所及び提出期限 (この入札に参加する者は必ず提出すること)
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 平成29年3月10日 17時00分
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県庁本館2階会議室
(期日) 平成29年3月24日 10時00分開始
開札当日が悪天候 (大雨、大雪、台風接近等) 等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部に確認すること。
(郵送による場合の入札書の受領期限等)
(受領期限) 平成29年3月23日 17時00分 (必着)
(提出先) 長崎県出納局物品管理室
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額 (契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をいう。以下同じ。) の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額の100分の10以上) を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの (2件以上) を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状 (委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。) の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。また、次の(1)から(12)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(17)から(21)は、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
 - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
 - (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (10) 船舶燃料供給にかかる確約書を提出していない者が入札をしたとき。
 - (11) 船舶燃料供給にかかる確約が承認されなかった者が入札をしたとき。
 - (12) 品質保証書（添付書類を含む。）を提出していない者が入札をしたとき。
 - (13) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (14) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (15) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (16) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
 - (17) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
 - (18) 代理人が入札したとき。
 - (19) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
 - (20) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
 - (21) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
 - (22) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Tax-exempt Light Oil JIS item 1 or 2 914,000lit
 - (2) Delivery period:
From April 1, 2017 to March 31, 2018
 - (3) Delivery place:
New Nagasaki Fishing Port, Nagasaki Port and Sasebo Port
 - (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. March 23, 2017
 - (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. March 24, 2017
 - (6) Point of Contact:
Goods management office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
2-13 Edo-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成29年2月10日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

29入札第2号

全世帯広報誌【単価契約】 約520,000部/1回×12回発行

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間及び納入期間

契約期間 契約締結日から平成30年3月31日

納入期間 平成29年4月3日から平成30年3月31日

(4) 納入場所及び条件

入札説明書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の108に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(2)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市江戸町2-13

（電話）095-895-2884

（提出期限）平成29年3月3日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市江戸町2-13

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。

- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 平成29年3月23日 17時00分
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県庁本館2階会議室
(期日) 平成29年3月24日10時20分開始
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
(郵送による場合の入札書の受領期限等)
(受領期限) 平成29年3月23日 17時00分(必着)
(提出先) 長崎県出納局物品管理室
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額(契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をいう。以下同じ。))の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
 - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
 - (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

- (13) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Publication(12times a year): All households public relations magazine
Number of copies:approximately 520,000
- (2) Contract (delivery) period:
March 31, 2018 from the date of signing the agreement
- (3) Delivery place:
Nagasaki Prefectural Government Public Relations Division a total of 50 locations
- (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. March 23, 2017
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:20 a.m. March 24, 2017
- (6) Point of Contact:
Goods management office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
2 -13 Edo-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

交 通 局 公 告

一般競争入札の参加者の資格等（公告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり公告する。

平成29年2月10日

長崎県交通局長 山口 雄二

- 1 競争入札に付する事項
平成29年度自動車保険契約
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものである。
 - (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - (7) この公告の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (8) この公告の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
 - (1) 競争入札参加者の資格は、施行令第167条の5第1項及び167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。
 - (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- 4 資格審査申請の時期
この公告の日から平成29年3月15日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- 5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(3)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
 - (2) 申請書の提出方法
申請書に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 登記簿謄本
 - イ 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
 - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - カ 誓約書（様式第2号）

- キ 委任状（様式第3号）
- ク 印鑑届（様式第4号）
- (3) 申請書の交付及び提出場所
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務電算班）
（電話）095-822-5141
- 6 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。
- 7 資格の有効期間
この公告に基づき取得した入札参加資格については、当該公告に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 8 資格の取消等
 - (1) 入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間は競争入札に参加させない。また、その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も同様とする。
 - (2) 資格取消しの通知
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

自動車保険契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成29年2月10日

長崎県交通局長 山口 雄二

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 契約件名
平成29年度自動車保険契約
 - (2) 契約件名の特質等
入札説明書による
 - (3) 契約期間
平成29年4月1日午後4時から平成30年4月1日午後4時まで
 - (4) 入札の方法
落札決定に当たっては入札書に記載された金額をもって落札価格とする。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
 - (2) 平成29年度自動車保険契約に関する平成29年2月10日付けの一般競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (3) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。
- 3 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務電算班）
（電話）095-822-5141
- 4 入札参加条件
次の条件を満たしている者であること。
 - (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
 - (2) 契約書に基づき、確実に履行できる者であること。
- 5 契約条項を示す場所
3の部局とする。

6 入札説明書の交付期間及び場所

(期間) この公告の日から平成29年3月15日(県の休日を除く。)までの間

(場所) 3の部局とする。

7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札の場所及び日時等

(場所) 長崎県交通局 本局3階 第1会議室

(日時) 平成29年3月24日 午後3時30分開始

入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 長崎県交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するものを提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 長崎県交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(5)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(7) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(8) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。

(9) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(11) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

(1) 長崎県交通局契約事務規程(昭和47年交通局企業管理規程第10号)第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、最低制限価格は設定しない。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

一般競争入札の参加者の資格等（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、交通局が発注する物品の買入れに係る競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公告する。

平成29年2月10日

長崎県交通局長 山口 雄二

1 調達する物品の名称及び予定数量

軽油 1,530キロリットル

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものである。
- (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 当該軽油を確実に納入できない者
- (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
- (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(2)審査事項のオのみを審査する。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数

エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）

オ 当該軽油を確実に納入しうること（様式第4号から様式第8号まで）。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この公告の日から平成29年3月17日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この公告の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

ア 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

㍿ 誓約書

㍿ 委任状

㍿ 印鑑届（様式第3号）

㍿ 当該軽油を確実に納入しうることの証明（様式第4号から様式第8号まで）

㍿ 直近の決算書の写し

㍿ 県からの資格審査結果通知書の写し

イ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

㍿ 誓約書

㍿ 財務関係明細書

㍿ 営業概要書

㍿ 委任状

㍿ 法人にあつては登記簿謄本

㍿ 個人にあつては次のa及びb

a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

㍿ 県税に関し未納がないことを証する証明書

㍿ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

㍿ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

㍿ 印鑑届（様式第3号）

㍿ 当該軽油を確実に納入しうることの証明（様式第4号から様式第8号まで）

㍿ 直近の決算書の写し

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務電算班）

（電話）095-822-5141

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第9号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

この公告に基づき取得した入札参加資格については、当該公告に係る競争入札についてのみ有効とする。

7 資格の取消等

(1) 入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間は競争入札に参加させない。また、その者の代理人、支配人その他の使用人

又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も同様とする。

(2) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年2月10日

長崎県交通局長 山口 雄二

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品名及び予定数量

軽油 1,530キロリットル

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による

(3) 納入期間

平成29年4月1日から平成29年6月30日まで

(4) 納入場所

ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）

イ 矢上営業所（長崎市田中町384-1）

ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）

エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）

オ 大村営業所（大村市松山町489-13）

(5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期

軽油 1,778キロリットル 平成29年6月頃

イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

平成29年2月10日

(6) 納入方法

交通局が指定する日時に指定する数量を納入すること。

(7) 入札の方法

入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の108分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) 一般競争入札の参加者の資格等の公告（平成29年2月10日付け長崎県公報第10602号登載）に定める資格を得ていること。

(3) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。

(5) 直近の決算において、売上が10億円以上であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記載のうえ、次の場所に提出すること。

(1) 申請の時期 平成29年2月10日から平成29年3月17日まで（県の休日を除く。）

(2) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務電算班)

(電話) 095-822-5141

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
- (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1

(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務電算班)

(電話) 095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付期間及び場所

(期間) 平成29年2月10日から平成29年3月17日 (県の休日を除く。) までの間

(場所) 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課 (総務電算班)

(受領期限) 平成29年3月23日 午後5時00分

(提出方法) 直接又は郵便 (書留郵便により、受領期限内必着のこと。) で行うこと。

10 開札の場所及び日時等

(場所) 長崎県交通局本局3階第1会議室

(日時) 平成29年3月24日 午前10時40分

(その他) 開札当日の気象条件 (大雨等) から、入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額 (消費税及び地方消費税を含む) に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約 (契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上) を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するものを提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額 (消費税及び地方消費税を含む) に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上) を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(6)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書43に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Classification of the products:
light oil 1,530KL
- (2) Delivery period
From April 1st, 2017, to June 30, 2017
- (3) Delivery place
 - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3 - 1
 - b) Yagami Office Nagasaki City, Tanaka-machi, 384- 1
 - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721- 2
 - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492- 1
 - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender
No later than March 23, 2017
- (5) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3 - 1
Tel 095 - 822 - 5141

正 誤

平成28年12月27日付け長崎県公報第10591号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
2318	21～22	同条第2号中「第7条第1号」を「第8条第1号」に、	同条第2号中「第7条第2号」を「第8条第2号」に、
2318	22～23	同条第3号中「第7条第1号」を「第8条第1号」に、	同条第3号中「第7条第3号」を「第8条第3号」に、

発行者
長崎県
長崎市江戸町二番十三号

電話代表
直通表
(八二四)
二一
二一
六一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺ク
田ク
宏
弥ト
プリン
ト